

平成21年10月2日

国総動指第30号

関係業界団体の長あて

国土交通省建設流通政策審議官

マンション標準管理委託契約書の改訂について

マンションの管理委託契約に係る契約書については、「マンションの管理委託契約に係る標準管理委託契約書について」（平成15年4月9日国土交通省総合政策局長通知）において、従前の「中高層共同住宅標準管理委託契約書」及び「中高層共同住宅標準管理委託契約書コメント」を改訂し、「マンション標準管理委託契約書」及び「マンション標準管理委託契約書コメント」を、マンションに係る管理委託契約を締結する際の指針として活用されるよう通知してきたところである。

今般、マンション管理組合の修繕積立金等の毀損などの事案に対応するためのマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成21年国土交通省令第35号）が平成21年5月1日に公布され、管理組合財産の分別管理の方法等に係る改正後の規定が平成22年5月1日に施行されることから、本省令改正と整合を図る必要があること、及び管理委託契約に関するトラブルの実態等を踏まえ、前回改訂時以降の全体的な見直しを行うこととし、別添1及び2のとおり改訂を行った。

については、今回の改訂の趣旨を踏まえ、マンションに係る管理委託契約を締結する場合には、これらを指針として活用するよう、貴団体加盟の業者に対して周知徹底されたい。

また、改訂後の標準管理委託契約書の活用にあたっては、一部改正省令の改正事項に係る内容については一部改正省令の施行後に締結する契約から改正後の規定が適用になることに留意すること。

なお、本件に関しては、別添3のとおり各地方支分部局の長あて通達、別添4のとおり各都道府県知事あて及び各政令指定都市の長あて通知したので、参考までに送付する（添付省略）。